

国家公務員（一般職・特別職）の育児休業等の取得状況のフォローアップ及び男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の 1 か月以上取得促進に係るフォローアップについて（令和 6 年 1 月 19 日内閣官房内閣人事局）の一部訂正について

内閣人事局ホームページに掲載しておりました「国家公務員（一般職・特別職）の育児休業等の取得状況のフォローアップ及び男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の 1 か月以上取得促進に係るフォローアップについて（令和 6 年 1 月 19 日内閣官房内閣人事局）」について、一部内容に誤りがあったことから、以下のとおり訂正いたしましたので、お知らせします。

なお、現在は、訂正後の資料を掲載しております。

<正誤内容（修正箇所は赤字）>

【訂正後】	【訂正前】
（資料 1 ページ　＜ポイント＞） ＜ポイント＞ ○ 令和 4 年度に新たに育児休業を取得した男性職員は5,032人で取得率44.0%、女性職員は2,836人で取得率102.2%。 ○ 令和 3 年度に子供が生まれた男性職員の85.0%が、子の出生後 1 年以内に育児に伴う休暇・休業を1か月以上取得。また、1 か月未満の場合も含めれば、令和 3 年度に子供が生まれた男性職員の97.5%が取得し、その平均取得日数は、目途とする 1 か月を大きく上回る53日となった。	（資料 1 ページ　＜ポイント＞） ＜ポイント＞ ○ 令和 4 年度に新たに育児休業を取得した男性職員は5,030人で取得率43.9%、女性職員は2,836人で取得率102.2%。 ○ 令和 3 年度に子供が生まれた男性職員の85.0%が、子の出生後 1 年以内に育児に伴う休暇・休業を1か月以上取得。また、1 か月未満の場合も含めれば、令和 3 年度に子供が生まれた男性職員の97.5%が取得し、その平均取得日数は、目途とする 1 か月を大きく上回る53日となった。

(資料 2 ページ)

2. 今年度のフォローアップで把握した主な結果概要

① 国家公務員（一般職・特別職）の育児休業等の取得状況のフォローアップ

項目	今回のフォローアップで把握した数値	昨年度把握した数値	成果目標 (期限)
(ア) 国家公務員（一般職・特別職）の育児休業取得率（注2・3）			
男性職員	44.0%（令和4年度）	34.0%（令和3年度）	30%（令和7年）（注4）
女性職員	102.2%（令和4年度）	104.2%（令和3年度）	—
(イ) 「男の産休」（配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇）使用率（注2）			
「男の産休」を5日以上使用	86.7%（令和4年度）	86.4%（令和3年度）	全ての男性職員が配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を5日以上取得することを旨す（注5）
配偶者出産休暇	93.4%（令和4年度）	92.3%（令和3年度）	—
育児参加のための休暇	92.1%（令和4年度）	92.3%（令和3年度）	—

② 男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の1か月以上取得促進に係るフォローアップ

項目	今回のフォローアップで把握した数値	成果目標
(ア) 子の出生後1年以内に育児に伴う休暇・休業を1か月以上取得した男性職員の割合	85.0%（令和3年度）	子供が生まれた全ての男性職員が1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を、原則として、子の出生後1年以内に取得できることを旨す（注6）
(イ) 子の出生後1年以内に育児に伴う休暇・休業を取得した男性職員の割合	97.5%（令和3年度）	
(ウ) 取得者の平均取得日数	53日（令和3年度）	

注1 いずれも子が生まれた職員のうち、制度の対象となる職員に限る。

注2 「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査（令和4年度）の結果について」（令和5年11月29日人事院）における一般職国家公務員の数値に、行政執行法人職員の数値を除き、防衛省の特別職の数値を加えて算出している。**行政執行法人職員を含めた一般職国家公務員の男性の育児休業取得率は72.6%、「男の産休」5日以上使用率は83.9%。**

注3 「取得率」は、調査対象年度中に子が生まれた職員（育児休業の対象職員に限る）の数（a）に対する同年度中に新たに育児休業を取得した職員数（b）の割合（ b/a ）。（b）には、前年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、調査対象年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

注4 令和4年度における男性国家公務員（一般職・特別職）の育児休業取得率に係る成果目標は、第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）に掲げられた30%。

注5 国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針（平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定）

注6 国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針（令和元年12月27日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定）

(参考) 男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の種類

①育児休業、②育児短時間勤務、③育児時間、④配偶者出産休暇、⑤育児参加のための休暇、⑥保育時間、⑦子の看護のための休暇、⑧短期介護休暇、⑨介護休暇、⑩介護時間、⑪年次休暇

(資料 2 ページ)

2. 今年度のフォローアップで把握した主な結果概要

① 国家公務員（一般職・特別職）の育児休業等の取得状況のフォローアップ

項目	今回のフォローアップで把握した数値	昨年度把握した数値	成果目標 (期限)
(ア) 国家公務員（一般職・特別職）の育児休業取得率（注2・3）			
男性職員	43.9%（令和4年度）	34.0%（令和3年度）	30%（令和7年）（注4）
女性職員	102.2%（令和4年度）	104.2%（令和3年度）	—
(イ) 「男の産休」（配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇）使用率（注2）			
「男の産休」を5日以上使用	86.6%（令和4年度）	86.4%（令和3年度）	全ての男性職員が配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を5日以上取得することを旨す（注5）
配偶者出産休暇	93.3%（令和4年度）	92.3%（令和3年度）	—
育児参加のための休暇	92.0%（令和4年度）	92.3%（令和3年度）	—

② 男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の1か月以上取得促進に係るフォローアップ

項目	今回のフォローアップで把握した数値	成果目標
(ア) 子の出生後1年以内に育児に伴う休暇・休業を1か月以上取得した男性職員の割合	85.0%（令和3年度）	子供が生まれた全ての男性職員が1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を、原則として、子の出生後1年以内に取得できることを旨す（注6）
(イ) 子の出生後1年以内に育児に伴う休暇・休業を取得した男性職員の割合	97.5%（令和3年度）	
(ウ) 取得者の平均取得日数	53日（令和3年度）	

注1 いずれも子が生まれた職員のうち、制度の対象となる職員に限る。

注2 「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査（令和4年度）の結果について」（令和5年11月29日人事院）における一般職国家公務員の数値に、行政執行法人職員の数値を除き、防衛省の特別職の数値を加えて算出している。**一般職国家公務員の男性の育児休業取得率は72.5%、「男の産休」5日以上使用率は83.7%。**

注3 「取得率」は、調査対象年度中に子が生まれた職員（育児休業の対象職員に限る）の数（a）に対する同年度中に新たに育児休業を取得した職員数（b）の割合（ b/a ）。（b）には、前年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、調査対象年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

注4 令和4年度における男性国家公務員（一般職・特別職）の育児休業取得率に係る成果目標は、第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）に掲げられた30%。

注5 国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針（平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定）

注6 国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針（令和元年12月27日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定）

(参考) 男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の種類

①育児休業、②育児短時間勤務、③育児時間、④配偶者出産休暇、⑤育児参加のための休暇、⑥保育時間、⑦子の看護のための休暇、⑧短期介護休暇、⑨介護休暇、⑩介護時間、⑪年次休暇

報道資料

令和6年1月19日
内閣官房内閣人事局

国家公務員（一般職・特別職）の育児休業等の取得状況のフォローアップ

<ポイント>

- 令和4年度において新たに育児休業を取得した職員は7,868人。うち男性は5,032人で取得率44.0%、女性は2,836人で取得率102.2%。
- 男性職員の育児休業の取得率は、昨年度から上昇し、調査開始以降（注1）、最高数値。
「男の産休」の5日以上使用率（配偶者出産休暇（2日）又は育児参加のための休暇（5日）を5日以上使用した割合）も、86.7%となり、調査開始以降、最高数値。

注1 育児休業の取得状況については平成16年度から、「男の産休」の使用状況については平成26年度から調査を開始している。

1 公表の趣旨

政府においては、女性職員の活躍の推進及び男女全ての職員のワークライフバランスの実現に向けて国家公務員の育児休業等の取得を促進しており、今般、令和4年度の取得状況について、フォローアップを実施。

2 実施結果（概要）

項目	今回のフォローアップで把握した数値	昨年度把握した数値	成果目標（期限）
国家公務員の育児休業取得率（注2・3）			
男性職員	44.0%（令和4年度）	34.0%（令和3年度）	30%（令和7年）（注4）
女性職員	102.2%（令和4年度）	104.2%（令和3年度）	—
「男の産休」（配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇）使用率（注2）			
「男の産休」を5日以上使用	86.7%（令和4年度）	86.4%（令和3年度）	<100%>（注5）
配偶者出産休暇	93.4%（令和4年度）	92.3%（令和3年度）	—
育児参加のための休暇	92.1%（令和4年度）	92.3%（令和3年度）	—

注2 「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査（令和4年度）の結果について」（令和5年11月29日人事院）における一般職国家公務員の数値に、行政執行法人職員の数値を除き、防衛省の特別職の数値を加えて算出している。行政執行法人職員を含めた一般職国家公務員の男性の育児休業取得率は72.6%、「男の産休」5日以上使用率は83.9%。

注3 「取得率」は、調査対象年度中に子が生まれた職員（育児休業の対象職員に限る）の数（a）に対する同年度中に新たに育児休業を取得した職員数（b）の割合（b/a）。（b）には、前年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せず、調査対象年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

注4 令和4年度における男性国家公務員（一般職・特別職）の育児休業取得率に係る成果目標は、第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）に掲げられた30%。

注5 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定）において、全ての男性職員が配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を5日以上取得することが目標とされている。

報道資料

令和6年1月19日
内閣官房内閣人事局

国家公務員（一般職・特別職）の育児休業等の取得状況のフォローアップ

<ポイント>

- 令和4年度において新たに育児休業を取得した職員は7,866人。うち男性は5,030人で取得率43.9%、女性は2,836人で取得率102.2%。
- 男性職員の育児休業の取得率は、昨年度から上昇し、調査開始以降（注1）、最高数値。
「男の産休」の5日以上使用率（配偶者出産休暇（2日）又は育児参加のための休暇（5日）を5日以上使用した割合）も、86.6%となり、調査開始以降、最高数値。

注1 育児休業の取得状況については平成16年度から、「男の産休」の使用状況については平成26年度から調査を開始している。

1 公表の趣旨

政府においては、女性職員の活躍の推進及び男女全ての職員のワークライフバランスの実現に向けて国家公務員の育児休業等の取得を促進しており、今般、令和4年度の取得状況について、フォローアップを実施。

2 実施結果（概要）

項目	今回のフォローアップで把握した数値	昨年度把握した数値	成果目標（期限）
国家公務員の育児休業取得率（注2・3）			
男性職員	43.9%（令和4年度）	34.0%（令和3年度）	30%（令和7年）（注4）
女性職員	102.2%（令和4年度）	104.2%（令和3年度）	—
「男の産休」（配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇）使用率（注2）			
「男の産休」を5日以上使用	86.6%（令和4年度）	86.4%（令和3年度）	<100%>（注5）
配偶者出産休暇	93.3%（令和4年度）	92.3%（令和3年度）	—
育児参加のための休暇	92.0%（令和4年度）	92.3%（令和3年度）	—

注2 「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査（令和4年度）の結果について」（令和5年11月29日人事院）における一般職国家公務員の数値に、行政執行法人職員の数値を除き、防衛省の特別職の数値を加えて算出している。行政執行法人職員を含めた一般職国家公務員の男性の育児休業取得率は72.6%、「男の産休」5日以上使用率は83.7%。

注3 「取得率」は、調査対象年度中に子が生まれた職員（育児休業の対象職員に限る）の数（a）に対する同年度中に新たに育児休業を取得した職員数（b）の割合（b/a）。（b）には、前年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せず、調査対象年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

注4 令和4年度における男性国家公務員（一般職・特別職）の育児休業取得率に係る成果目標は、第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）に掲げられた30%。

注5 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定）において、全ての男性職員が配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を5日以上取得することが目標とされている。

国家公務員の育児休業等の取得状況（令和 4 年度）

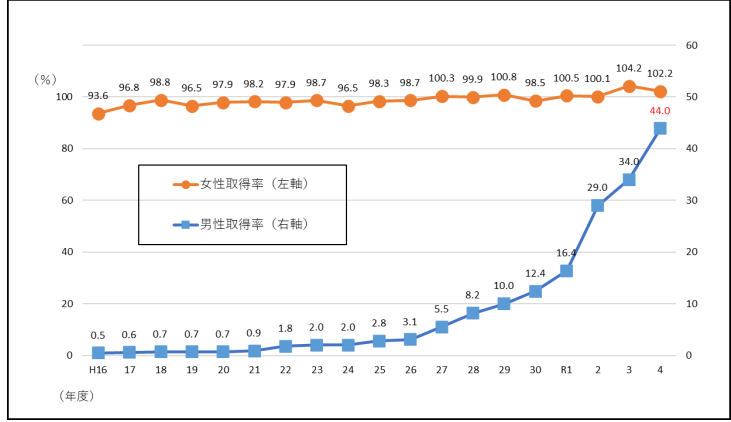
注 一般職（行政執行法人職員を除く。）及び防衛省の特別職の数値。作成に当たっては、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査（令和 4 年度）の結果について」（令和 5 年 11 月 29 日人事院）から、行政執行法人職員の数値を除き、防衛省の特別職の数値を加えている。

1 国家公務員の育児休業の取得状況（資料 1（7 ページ））

(1) 新規取得者数及び取得率

- 新たに育児休業を取得した男性職員は5,032人、取得率は44.0%（前年度から19ポイント増。取得職員数・取得率とも過去最高）。
- 新たに育児休業を取得した女性職員は2,836人、取得率は102.2%（前年度から2ポイント減）。

	男性職員			女性職員		
	新規 取得者数 (人) (A)	当該年度中に 子が生まれた職員数 (育児休業の対象職員 に限る) (人) (B)	取得率 (%) (A/B)	新規 取得者数 (人) (A')	当該年度中に 子が生まれた職員数 (育児休業の対象職員 に限る) (人) (B')	取得率 (%) (A'/B')
	注1		注2	注1		注2
令和 4 年度	5,032	11,443	44.0	2,836	2,775	102.2
令和 3 年度	4,376	12,880	34.0	2,895	2,777	104.2



注1 「新規取得者数」とは、当該年度中に新たに育児休業（再度の育児休業者を除く。）を取得した人数をいう。
注2 「取得率」は、調査対象年度中に子が生まれた職員（育児休業の対象職員に限る）の数（a）に対する同年度中に新たに育児休業を取得した職員数（b）の割合（b/a）。（b）には、前年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せず、調査対象年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

国家公務員の育児休業等の取得状況（令和 4 年度）

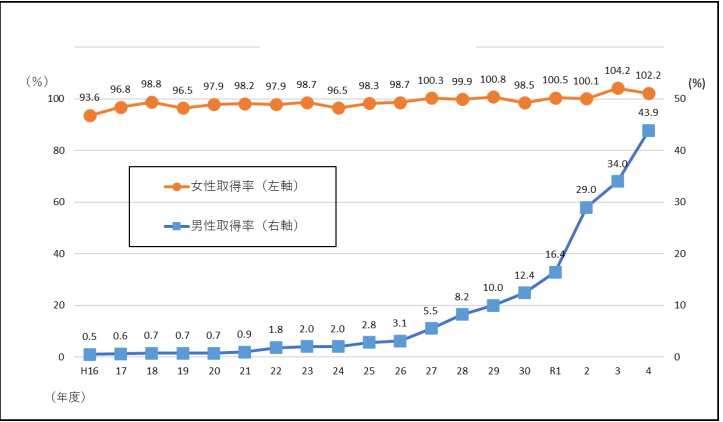
注 一般職（行政執行法人職員を除く。）及び防衛省の特別職の数値。作成に当たっては、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査（令和 4 年度）の結果について」（令和 5 年 11 月 29 日人事院）から、行政執行法人職員の数値を除き、防衛省の特別職の数値を加えている。

1 国家公務員の育児休業の取得状況（資料 1（7 ページ））

(1) 新規取得者数及び取得率

- 新たに育児休業を取得した男性職員は5,030人、取得率は43.9%（前年度から9.9ポイント増。取得職員数・取得率とも過去最高）。
- 新たに育児休業を取得した女性職員は2,836人、取得率は102.2%（前年度から2ポイント減）。

	男性職員			女性職員		
	新規 取得者数 (人) (A)	当該年度中に 子が生まれた職員数 (育児休業の対象職員 に限る) (人) (B)	取得率 (%) (A/B)	新規 取得者数 (人) (A')	当該年度中に 子が生まれた職員数 (育児休業の対象職員 に限る) (人) (B')	取得率 (%) (A'/B')
	注1		注2	注1		注2
令和 4 年度	5,030	11,449	43.9	2,836	2,775	102.2
令和 3 年度	4,376	12,880	34.0	2,895	2,777	104.2



注1 「新規取得者数」とは、当該年度中に新たに育児休業（再度の育児休業者を除く。）を取得した人数をいう。
注2 「取得率」は、調査対象年度中に子が生まれた職員（育児休業の対象職員に限る）の数（a）に対する同年度中に新たに育児休業を取得した職員数（b）の割合（b/a）。（b）には、前年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せず、調査対象年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

(資料5 ページ)

(2) 新規取得者の育児休業期間（複数回取得の場合、合算）

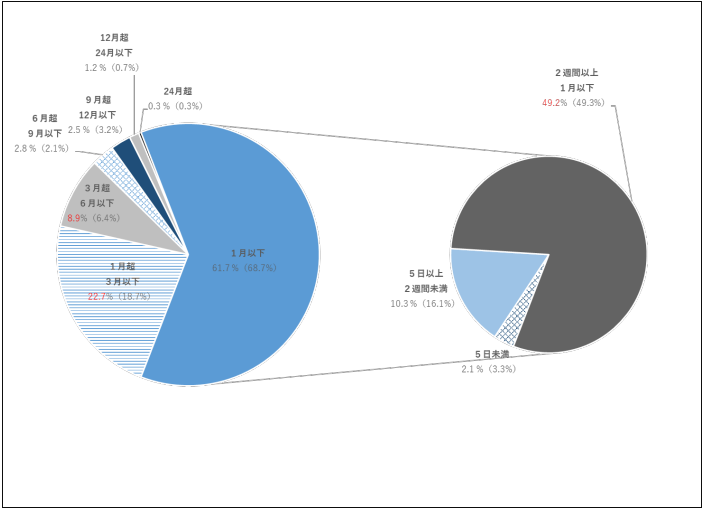
- 令和4年度に新たに育児休業を取得した職員の休業期間の平均は、男性2.0月・女性16.4月（全職員7.2月）。前年度は、男性1.8月・女性16.5月（全職員7.7月）。
- 令和4年度に新たに育児休業を取得した男性職員の休業期間の分布について、1月以下の割合が低下する一方、1月超の割合が増加。

(単位：人)

区分	新規 取得者数	育児休業取得期間								
		5日未満	5日以上 2週間未満	2週間以上 1月以下	1月超 3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超
男性職員	5,032	108 (2.1%)	519 (10.3%)	2,478 (49.2%)	1,140 (22.7%)	446 (8.9%)	143 (2.8%)	124 (2.5%)	61 (1.2%)	13 (0.3%)
		1月以下：3,105 (61.7%)								
女性職員	2,836	1 (0.0%)	0 (0.0%)	16 (0.6%)	45 (1.6%)	139 (4.9%)	327 (11.5%)	890 (31.4%)	785 (27.7%)	633 (22.3%)
計	7,868	109 (1.4%)	519 (6.6%)	2,494 (31.7%)	1,185 (15.1%)	585 (7.4%)	470 (6.0%)	1,014 (12.9%)	846 (10.8%)	646 (8.2%)

注1 ()は「新規取得者数」に占める育児休業取得期間の区分ごとの人数の割合である。
注2 令和4年度中に複数回（1回目から5回目）取得期間がある場合、当該期間を合算した期間である。

男性の育児休業期間の分布



注1 ()は前年度の数値である。
注2 円グラフの内訳は、それぞれ四捨五入しているため、その合計が100%にならない場合がある。
注3 令和4年度中に複数回（1回目から5回目）取得期間がある場合、当該期間を合算した期間である。

(資料5 ページ)

(2) 新規取得者の育児休業期間（複数回取得の場合、合算）

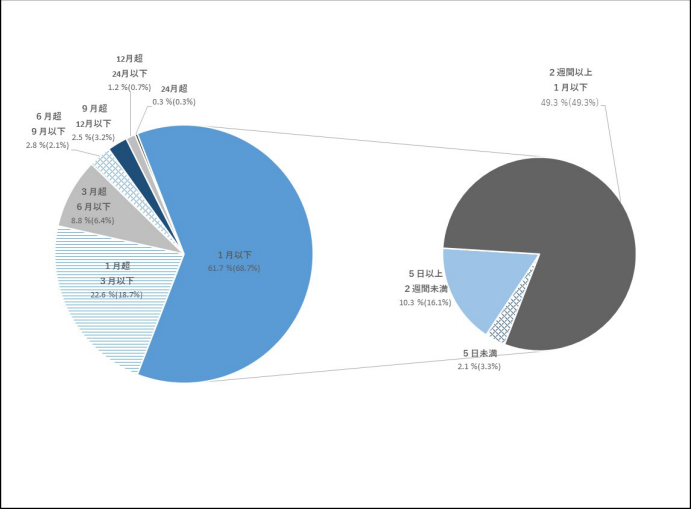
- 令和4年度に新たに育児休業を取得した職員の休業期間の平均は、男性2.0月・女性16.4月（全職員7.2月）。前年度は、男性1.8月・女性16.5月（全職員7.7月）。
- 令和4年度に新たに育児休業を取得した男性職員の休業期間の分布について、1月以下の割合が低下する一方、1月超の割合が増加。

(単位：人)

区分	新規 取得者数	育児休業取得期間								
		5日未満	5日以上 2週間未満	2週間以上 1月以下	1月超 3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超
男性職員	5,030	108 (2.1%)	519 (10.3%)	2,478 (49.3%)	1,139 (22.6%)	445 (8.8%)	143 (2.8%)	124 (2.5%)	61 (1.2%)	13 (0.3%)
		1月以下：3,105 (61.7%)								
女性職員	2,836	1 (0.0%)	0 (0.0%)	16 (0.6%)	45 (1.6%)	139 (4.9%)	327 (11.5%)	890 (31.4%)	788 (27.8%)	630 (22.2%)
計	7,866	109 (1.4%)	519 (6.6%)	2,494 (31.7%)	1,184 (15.1%)	584 (7.4%)	470 (6.0%)	1,014 (12.9%)	849 (10.8%)	643 (8.2%)

注1 ()は「新規取得者数」に占める育児休業取得期間の区分ごとの人数の割合である。
注2 令和4年度中に複数回（1回目から5回目）取得期間がある場合、当該期間を合算した期間である。

男性の育児休業期間の分布



注1 ()は前年度の数値である。
注2 円グラフの内訳は、それぞれ四捨五入しているため、その合計が100%にならない場合がある。
注3 令和4年度中に複数回（1回目から5回目）取得期間がある場合、当該期間を合算した期間である。

(資料 6 ページ)

2 「男の産休」(配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇)の使用状況
(資料 2 (8 ページ))

○ 令和 4 年度に子が生まれた男性職員のうち、「男の産休」(注 1) 5 日以上使用率(配偶者出産休暇(2 日)又は育児参加のための休暇(5 日)を 5 日以上使用した男性職員の割合)は、前年度から 0.3 ポイント増の 86.7%。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
「男の産休」 5 日以上使用率 (%)	24.7	30.8	39.1	51.9	67.8	79.6	84.9	86.4	86.7

○ 令和 4 年度に子が生まれた男性職員のうち、配偶者出産休暇(注 2)及び育児参加のための休暇(注 3)の使用率・平均取得期間は以下のとおり。

	令和 4 年度		令和 3 年度	
	使用率 (%)	平均取得期間 (日)	使用率 (%)	平均取得期間 (日)
配偶者出産休暇	93.4	1.9	92.3	1.9
育児参加のための 休暇	92.1	4.5	92.3	4.6

注 1 「男の産休」は、配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇のどちらか一方の休暇のみ使用した場合、両休暇を使用した場合、そのいずれも含まれる。令和 4 年度の使用率は 86.9% (前年度は 94.9%) である。
注 2 「配偶者出産休暇」は、男性職員に対し、妻の出産に伴う入院の付添い等を行うために 2 日の範囲内で与えられる特別休暇である。
注 3 「育児参加のための休暇」は、男性職員に対し、妻の産前から子が生まれて 1 年を経過する日までに、その出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために 5 日の範囲内で与えられる特別休暇である。

(資料 6 ページ)

2 「男の産休」(配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇)の使用状況
(資料 2 (8 ページ))

○ 令和 4 年度に子が生まれた男性職員のうち、「男の産休」(注 1) 5 日以上使用率(配偶者出産休暇(2 日)又は育児参加のための休暇(5 日)を 5 日以上使用した男性職員の割合)は、前年度から 0.2 ポイント増の 86.6%。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
「男の産休」 5 日以上使用率 (%)	24.7	30.8	39.1	51.9	67.8	79.6	84.9	86.4	86.6

○ 令和 4 年度に子が生まれた男性職員のうち、配偶者出産休暇(注 2)及び育児参加のための休暇(注 3)の使用率・平均取得期間は以下のとおり。

	令和 4 年度		令和 3 年度	
	使用率 (%)	平均取得期間 (日)	使用率 (%)	平均取得期間 (日)
配偶者出産休暇	93.3	1.9	92.3	1.9
育児参加のための 休暇	92.0	4.5	92.3	4.6

注 1 「男の産休」は、配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇のどちらか一方の休暇のみ使用した場合、両休暇を使用した場合、そのいずれも含まれる。令和 4 年度の使用率は 96.8% (前年度は 94.9%) である。
注 2 「配偶者出産休暇」は、男性職員に対し、妻の出産に伴う入院の付添い等を行うために 2 日の範囲内で与えられる特別休暇である。
注 3 「育児参加のための休暇」は、男性職員に対し、妻の産前から子が生まれて 1 年を経過する日までに、その出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために 5 日の範囲内で与えられる特別休暇である。

国家公務員の育児休業の新規取得状況

資料 1

(上段: 令和4年度、下段: 令和3年度)

府省等名	男性職員			女性職員		
	新規 取得者数 (人) (A)	当該年度中に子が生 まれた職員数 (育児 休業の対象職員に限 る) (人) (B)	取得率 (%) (A/B)	新規 取得者数 (人) (A')	当該年度中に子が生 まれた職員数 (育児 休業の対象職員に限 る) (人) (B')	取得率 (%) (A' / B')
内閣官房	10	19	52.6	2	2	100.0
	7	28	25.0	3	3	100.0
内閣法制局	1	2	50.0	0	0	—
	0	1	0.0	0	0	—
内閣府	32	51	62.7	17	18	94.4
	34	59	57.6	16	18	88.9
宮内庁	8	17	47.1	3	4	75.0
	8	17	47.1	3	3	100.0
公正取引委員会	24	30	80.0	11	11	100.0
	21	24	87.5	10	10	100.0
国家公安委員会 (警察庁)	74	144	51.4	27	30	90.0
	65	156	41.7	17	21	81.0
個人情報保護委員会	1	2	50.0	0	0	—
	0	3	0.0	0	0	—
カジノ管理委員会	6	8	75.0	0	0	—
	2	4	50.0	0	0	—
金融庁	29	43	67.4	13	16	81.3
	21	46	45.7	19	20	95.0
消費者庁	5	16	31.3	1	1	100.0
	5	8	62.5	3	3	100.0
デジタル庁	10	15	66.7	0	0	—
	6	13	46.2	0	0	—
復興庁	4	7	57.1	0	1	0.0
	2	5	40.0	0	0	—
総務省	61	92	66.3	46	46	100.0
	42	85	49.4	39	40	97.5
法務省	850	1,230	69.1	374	381	98.2
	769	1,302	59.1	412	375	109.9
外務省	64	142	45.1	61	63	96.8
	46	135	34.1	49	50	98.0
財務省	1,390	1,545	90.0	679	681	99.7
	1,360	1,634	83.2	679	647	104.9
文部科学省	22	66	33.3	17	19	89.5
	24	48	50.0	26	21	123.8
厚生労働省	433	468	92.5	201	204	98.5
	371	479	77.5	223	201	110.9
農林水産省	140	194	72.2	97	95	102.1
	142	214	66.4	109	109	100.0
経済産業省	119	161	73.9	81	80	101.3
	87	152	57.2	67	65	103.1
国土交通省	661	1,178	56.1	277	280	98.9
	513	1,220	42.0	248	242	102.5
環境省	29	48	60.4	21	19	110.5
	41	61	67.2	29	27	107.4
防衛省	1,038	5,946	17.5	892	811	110.0
	778	7,145	10.9	922	901	102.3
人事院	5	6	83.3	5	4	125.0
	10	12	83.3	4	3	133.3
会計検査院	16	13	123.1	11	9	122.2
	22	29	75.9	17	18	94.4
合計	5,032	11,443	44.0	2,836	2,775	102.2
	4,376	12,880	34.0	2,895	2,777	104.2

注1 防衛省以外の各府省等については、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査（令和4年度）の結果について」（令和5年11月29日）から算出。防衛省については、内閣人事局が別途防衛省から徴取した結果に基づき作成している。
2 「新規取得者数」とは、当該年度中に新たに育児休業（両方の育児休業者を除く。）を取得した人数をいう。
3 「取得率」は、調査対象年度中に子が生まれた職員（育児休業の対象職員に限る）の数（a）に対する同年年度中に新たに育児休業を取得した職員数（b）の割合（b/a）。（b）には、令和3年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、調査対象年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

国家公務員の育児休業の新規取得状況

資料 1

(上段: 令和4年度、下段: 令和3年度)

府省等名	男性職員			女性職員		
	新規 取得者数 (人) (A)	当該年度中に子が生 まれた職員数 (育児 休業の対象職員に限 る) (人) (B)	取得率 (%) (A/B)	新規 取得者数 (人) (A')	当該年度中に子が生 まれた職員数 (育児 休業の対象職員に限 る) (人) (B')	取得率 (%) (A' / B')
内閣官房	10	19	52.6	2	2	100.0
	7	28	25.0	3	3	100.0
内閣法制局	1	2	50.0	0	0	—
	0	1	0.0	0	0	—
内閣府	32	51	62.7	17	18	94.4
	34	59	57.6	16	18	88.9
宮内庁	8	17	47.1	3	4	75.0
	8	17	47.1	3	3	100.0
公正取引委員会	24	30	80.0	11	11	100.0
	21	24	87.5	10	10	100.0
国家公安委員会 (警察庁)	74	144	51.4	27	30	90.0
	65	156	41.7	17	21	81.0
個人情報保護委員会	1	2	50.0	0	0	—
	0	3	0.0	0	0	—
カジノ管理委員会	6	8	75.0	0	0	—
	2	4	50.0	0	0	—
金融庁	29	43	67.4	13	16	81.3
	21	46	45.7	19	20	95.0
消費者庁	5	16	31.3	1	1	100.0
	5	8	62.5	3	3	100.0
デジタル庁	10	15	66.7	0	0	—
	6	13	46.2	0	0	—
復興庁	4	7	57.1	0	1	0.0
	2	5	40.0	0	0	—
総務省	61	92	66.3	46	46	100.0
	42	85	49.4	39	40	97.5
法務省	850	1,230	69.1	374	381	98.2
	769	1,302	59.1	412	375	109.9
外務省	62	148	41.9	61	63	96.8
	46	135	34.1	49	50	98.0
財務省	1,390	1,545	90.0	679	681	99.7
	1,360	1,634	83.2	679	647	104.9
文部科学省	22	66	33.3	17	19	89.5
	24	48	50.0	26	21	123.8
厚生労働省	433	468	92.5	201	204	98.5
	371	479	77.5	223	201	110.9
農林水産省	140	194	72.2	97	95	102.1
	142	214	66.4	109	109	100.0
経済産業省	119	161	73.9	81	80	101.3
	87	152	57.2	67	65	103.1
国土交通省	661	1,178	56.1	277	280	98.9
	513	1,220	42.0	248	242	102.5
環境省	29	48	60.4	21	19	110.5
	41	61	67.2	29	27	107.4
防衛省	1,038	5,946	17.5	892	811	110.0
	778	7,145	10.9	922	901	102.3
人事院	5	6	83.3	5	4	125.0
	10	12	83.3	4	3	133.3
会計検査院	16	13	123.1	11	9	122.2
	22	29	75.9	17	18	94.4
合計	5,030	11,449	43.9	2,836	2,775	102.2
	4,376	12,880	34.0	2,895	2,777	104.2

注1 防衛省以外の各府省等については、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査（令和4年度）の結果について」（令和5年11月29日）から算出。防衛省については、内閣人事局が別途防衛省から徴取した結果に基づき作成している。
2 「新規取得者数」とは、当該年度中に新たに育児休業（両方の育児休業者を除く。）を取得した人数をいう。
3 「取得率」は、調査対象年度中に子が生まれた職員（育児休業の対象職員に限る）の数（a）に対する同年年度中に新たに育児休業を取得した職員数（b）の割合（b/a）。（b）には、令和3年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、調査対象年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

(資料 8 ページ 資料 2)

「男の産休」(配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇)の使用状況							資料 2
(上段:令和4年度、下段:令和3年度)							
府省等名	当該年度中に 子が生まれ た男性職 員数(人) (A)	「男の産休」		配偶者出産休暇		育児参加のための休暇	
		(A)のうち 「男の産休」 を5日以上使 用した職員数 (人)(B)	使用率 (%) (B/A)	(A)のうち 配偶者出産休 暇を使用した 職員数(人) (C)	使用率 (%) (C/A)	(A)のうち育 児参加のため の休暇を使 用した職員数 (人)(C') (%) (C'/A)	
内閣官房	19	17	89.5	19	100.0	18	94.7
	33	23	69.7	27	81.8	26	78.8
内閣法制局	2	1	50.0	2	100.0	1	50.0
	1	1	100.0	1	100.0	1	100.0
内閣府	51	37	72.5	41	80.4	42	82.4
	60	46	76.7	55	91.7	52	86.7
宮内庁	17	15	88.2	16	94.1	16	94.1
	18	16	88.9	17	94.4	18	100.0
公正取引委員会	30	25	83.3	30	100.0	30	100.0
	24	20	83.3	23	95.8	23	95.8
国家公安委員会 (警察庁)	144	124	86.1	135	93.8	135	93.8
	163	157	96.3	154	94.5	160	98.2
個人情報保護委員会	2	0	0.0	1	50.0	2	100.0
	3	2	66.7	2	66.7	3	100.0
カジノ管理委員会	8	8	100.0	8	100.0	8	100.0
	4	4	100.0	4	100.0	4	100.0
金融庁	43	26	60.5	34	79.1	32	74.4
	46	35	76.1	39	84.8	39	84.8
消費者庁	16	10	62.5	15	93.8	12	75.0
	8	6	75.0	7	87.5	6	75.0
デジタル庁	15	9	60.0	7	46.7	9	60.0
	13	8	61.5	10	76.9	10	76.9
復興庁	7	6	85.7	7	100.0	6	85.7
	5	4	80.0	4	80.0	5	100.0
総務省	92	69	75.0	84	91.3	78	84.8
	85	58	68.2	71	83.5	64	75.3
法務省	1,230	1,064	86.5	1,155	93.9	1,140	92.7
	1,353	1,296	95.8	1,284	94.9	1,332	98.4
外務省	142	65	45.8	67	47.2	73	51.4
	135	26	19.3	38	28.1	40	29.6
財務省	1,545	1,366	88.4	1,488	96.3	1,446	93.6
	1,662	1,550	93.3	1,609	96.8	1,606	96.6
文部科学省	66	42	63.6	56	84.8	45	68.2
	48	32	66.7	42	87.5	44	91.7
厚生労働省	469	395	84.2	432	92.1	419	89.3
	491	417	84.9	461	93.9	447	91.0
農林水産省	197	145	73.6	168	85.3	172	87.3
	224	169	75.4	198	88.4	198	88.4
経済産業省	161	123	76.4	140	87.0	140	87.0
	159	134	84.3	144	90.6	145	91.2
国土交通省	1,191	1,029	86.4	1,120	94.0	1,102	92.5
	1,263	1,064	84.2	1,171	92.7	1,158	91.7
環境省	48	36	75.0	42	87.5	42	87.5
	61	33	54.1	44	72.1	45	73.8
防衛省	5,946	5,304	89.2	5,616	94.5	5,568	93.6
	7,146	6,128	85.8	6,604	92.4	6,579	92.1
人事院	6	4	66.7	5	83.3	5	83.3
	12	12	100.0	11	91.7	12	100.0
会計検査院	13	12	92.3	13	100.0	13	100.0
	29	28	96.6	26	89.7	29	100.0
合計	11,460	9,932	86.7	10,701	93.4	10,554	92.1
	13,046	11,269	86.4	12,046	92.3	12,046	92.3

注1 防衛省以外の各府省等については、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査（令和4年度）の結果について」（令和5年11月29日人事院）から算出。防衛省については、内閣人事局が別途防衛省から聴取した結果に基づき作成している。

注2 「男の産休」は、配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇のどちらか一方の休暇のみ使用した場合、両休暇を使用した場合、そのいずれも含まれる。

注3 「配偶者出産休暇」は、男性職員に対し、妻の出産に伴う入院の付添い等を行うために2日の範囲内で与えられる特別休暇である。

注4 「育児参加のための休暇」は、男性職員に対し、妻の産前かから子が生まれて1年を経過するまでに、その出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために5日の範囲内で与えられる特別休暇である。

(資料 8 ページ 資料 2)

「男の産休」(配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇)の使用状況							資料 2
(上段:令和4年度、下段:令和3年度)							
府省等名	当該年度中に 子が生まれ た男性職 員数 (人) (A)	「男の産休」		配偶者出産休暇		育児参加のための休暇	
		(A)のうち 「男の産休」 を5日以上使 用した職員数 (人) (B)	使用率 (%) (B/A)	(A)のうち 配偶者出産休 暇を使用した 職員数 (人) (C)	使用率 (%) (C/A)	(A)のうち育 児参加のため の休暇を使用 した職員数 (人) (C') (%) (C' /A)	
内閣官房	19	17	89.5	19	100.0	18	94.7
	33	23	69.7	27	81.8	26	78.8
内閣法制局	2	1	50.0	2	100.0	1	50.0
	1	1	100.0	1	100.0	1	100.0
内閣府	51	37	72.5	41	80.4	42	82.4
	60	46	76.7	55	91.7	52	86.7
宮内庁	17	15	88.2	16	94.1	16	94.1
	18	16	88.9	17	94.4	18	100.0
公正取引委員会	30	25	83.3	30	100.0	30	100.0
	24	20	83.3	23	95.8	23	95.8
国家公安委員会 (警察庁)	144	124	86.1	135	93.8	135	93.8
	163	157	96.3	154	94.5	160	98.2
個人情報保護委員会	2	0	0.0	1	50.0	2	100.0
	3	2	66.7	2	66.7	3	100.0
カジノ/管理委員会	8	8	100.0	8	100.0	8	100.0
	4	4	100.0	4	100.0	4	100.0
金融庁	43	26	60.5	34	79.1	32	74.4
	46	35	76.1	39	84.8	39	84.8
消費者庁	16	10	62.5	15	93.8	12	75.0
	8	6	75.0	7	87.5	6	75.0
デジタル庁	15	9	60.0	7	46.7	9	60.0
	13	8	61.5	10	76.9	10	76.9
復興庁	7	6	85.7	7	100.0	6	85.7
	5	4	80.0	4	80.0	5	100.0
総務省	92	69	75.0	84	91.3	78	84.8
	85	58	68.2	71	83.5	64	75.3
法務省	1,230	1,064	86.5	1,155	93.9	1,140	92.7
	1,353	1,296	95.8	1,284	94.9	1,332	98.4
外務省	148	58	39.2	61	41.2	65	43.9
	135	26	19.3	38	28.1	40	29.6
財務省	1,545	1,366	88.4	1,488	96.3	1,446	93.6
	1,662	1,550	93.3	1,609	96.8	1,606	96.6
文部科学省	66	42	63.6	56	84.8	45	68.2
	48	32	66.7	42	87.5	44	91.7
厚生労働省	469	395	84.2	432	92.1	419	89.3
	491	417	84.9	461	93.9	447	91.0
農林水産省	197	145	73.6	168	85.3	172	87.3
	224	169	75.4	198	88.4	198	88.4
経済産業省	161	123	76.4	140	87.0	140	87.0
	159	134	84.3	144	90.6	145	91.2
国土交通省	1,191	1,029	86.4	1,120	94.0	1,102	92.5
	1,263	1,064	84.2	1,171	92.7	1,158	91.7
環境省	48	36	75.0	42	87.5	42	87.5
	61	33	54.1	44	72.1	45	73.8
防衛省	5,946	5,304	89.2	5,616	94.5	5,568	93.6
	7,146	6,128	85.8	6,604	92.4	6,579	92.1
人事院	6	4	66.7	5	83.3	5	83.3
	12	12	100.0	11	91.7	12	100.0
会計検査院	13	12	92.3	13	100.0	13	100.0
	29	28	96.6	26	89.7	29	100.0
合計	11,466	9,925	86.6	10,695	93.3	10,546	92.0
	13,046	11,269	86.4	12,046	92.3	12,046	92.3

注1 防衛省以外の各府省等については、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査（令和4年度）の結果について」（令和5年11月29日人事院）から算出。防衛省については、内閣人事局が別途防衛省から聴取した結果に基づき作成している。

注2 「男の産休」は、配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇のどちらか一方の休暇のみ使用した場合、両休暇を使用した場合、そのいずれも含まれる。

注3 「配偶者出産休暇」は、男性職員に対し、妻の出産に伴う入院の付添い等を行うために2日の範囲内で与えられる特別休暇である。

注4 「育児参加のための休暇」は、男性職員に対し、妻の産前かから子が生まれて1年を経過するまでに、その出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために5日の範囲内で与えられる特別休暇である。